

2025-2026 年度課題別研修「多様な再生可能エネルギー導入時の系統安定化 (A)」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構中部センター（以下、「JICA 中部」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本研修は、開発途上国において近年、開発が盛んになっている再生可能エネルギーの大量導入に備え、再生可能エネルギー導入により電力系統へ与える影響やその対策等、電力系統運用技術について理解を広めることを目的に実施するものです。

本業務の遂行にあたっては、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備える特定者を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は JICA 中部所管地域において、JICA 中部所管事業を含む開発途上国を対象とした再生可能性エネルギー及び電力系統分野の複数の事業実績があります。また本公募対象となる研修事業の前段に当たる研修を 2024 年度に受託し実施しました。特定者の専門性としては、海外の電気事業に関する調査研究、電気事業に関する海外の関係機関・団体との情報交換や人的交流、開発途上国の電気事業者に対する人材育成の協力などを通じて、開発途上国の電力事業に精通し、当該分野の人材育成についての豊富な知見を有していること、また国内外の電気事業者等との幅広いネットワークを有することが挙げられます。加えて、当該地域において再生可能エネルギーを含む電力供給における実績と高い技術力及び専門性に加え、発電設備や送配電網等設備および関連する知見・運営ノウハウ等を有しています。これらのことから、同分野における、広汎かつ高い専門性、知識や経験を活用した効果的な研修プログラムの策定や適切な講師・視察先の選定が可能です。

今般、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2025-2026 年度課題別研修「多様な再生可能エネルギー導入時の系統安定化 (A)」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：後述「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2025 年度）：2025 年 10 月 21 日～2025 年 11 月 15 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2025 年度）：2025 年 10 月上旬～2026 年 1 月中旬（予

定)

※2026 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和 7・8・9 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢

力を利用するなどしている。

- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
 - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

案件受託上の条件として、2025 年度案件を第 1 回目として受託し、2026 年度まで計 2 回、本案件を受託可能であること。なお、2025 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2026 年度案件も契約（単年度契約）を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2025 年 9 月 4 日(木) 正午
	提出場所	JICA 中部 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書
	提出方法	メール 送付先：cbictp1@jica.go.jp
(2) 審査結果の通知	通知日	2025 年 9 月 5 日（金）
	通知方法	メール 送付先は（1）に同じ
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 中部 研修業務課
	請求方法	メール 送付先は（1）に同じ
	請求締切日	2025 年 9 月 9 日（火）
	回答予定日	2025 年 9 月 11 日(木)
	回答方法	メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。

- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記2(1)(2)の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」(様式はありません。)を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします。
- (12) 再委託契約：認めません。ただし発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能です。

以 上

2025-2026 年度課題別研修「多様な再生可能エネルギー導入時の系統安定化 (A)」研修委託契約業務概要

以下の記載は、2025 年度に係るものである。2026 年度については、別紙 1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件を参照。

1. 研修コース概要

（1）多様な再生可能エネルギー導入時の系統安定化（A）

（2）技術研修期間（予定）

【来日研修】2025 年 10 月 21 日～2025 年 11 月 15 日（予定）

（3）研修員（予定）

1）定員

10 名

2）研修対象国

インドネシア(1)、フィリピン(1)、カンボジア(1)、スリランカ(1)、ヨルダン(1)、エジプト(1)、セネガル(1)、アゼルバイジャン(1)、ウクライナ(1)、ウズベキスタン(1)

3）研修対象組織・対象者

国家の基幹となる電力系統の運用組織

①国家の基幹となる電力系統の運用に従事している技術者

②当該分野において 5 年以上の実務経験を有すること

（4）研修使用言語

英語

（5）研修の背景・目的

持続可能開発目標（SDGs）の、ゴール 7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」では、現代的エネルギーへの普遍的アクセス、再生可能エネルギー比率の大幅増、エネルギー効率の改善等をターゲットとしている。一方、開発途上国の電力供給は未だ不十分かつ脆弱な状況にあり、産業振興や基礎的な社会サービス（教育、医療サービス等）の提供にあたっての重大な障害となるとともに、人間の安全保障に対する脅威となっている。脱炭素施策に関しては、技術開発や新たなビジネスモデルの形成が急速に進展しており、先進国はこれらの成果を活用することによって CO2 排

出を抑制できるものの、開発途上国は人口増や産業開発による電力需要増加が極めて大きいことに加え、脱炭素技術の導入を支える環境や政策・制度整備等が不十分であり、開発途上国の電力セクターが今後の主たるCO2排出の増加要因となることが予測されている。このような状況の打開策としての再生可能エネルギーを主とした安定的な電力供給を実現する上では適切な系統計画・運用が必須であるものの、開発途上国の電力系統部門を担う公的事業体は、適切な設備投資と運用・維持管理が行われていないことも多い。このため、開発途上国における再生可能エネルギーを導入した安定的な電力供給には送配電ネットワークの強化及び人材育成が必須であり、これにより送配電ロスの削減や停電防止が達成されることで電力アクセスが改善するとともに、再生可能エネルギーの導入に伴う系統不安定化を克服し、低・脱炭素化に貢献することが期待されている。日本は電力供給において世界有数の安定性と効率性を有しており、かかる状況を踏まえ、JICAは日本の電力会社が有する電力系統分野に関する知見・経験を自国の課題解決や人材育成の行動計画の策定を目的とした課題別研修「多様な再生可能エネルギー導入時の系統安定化」を実施するものである。

(6) 案件目標

自国の電力系統の特徴や再生可能エネルギーの導入状況およびそれらの課題を整理し、電力系統の計画、運用にかかる行動計画が作成される。

(7) 単元目標（アウトプット）

- 1) 再生可能エネルギーが大量導入されたときの電力系統に与える影響と課題について説明できる。
- 2) 日本の電気事業と再生可能エネルギー導入状況、系統安定化対策について理解できる。
- 3) 需給運用対策としての蓄電池や揚水発電技術について整理できる。
- 4) 再生可能エネルギー導入時に信頼性を維持するための電力系統計画、運用技術について理解できる。
- 5) 研修を通じて習得した知見を所属組織に普及するための行動計画が作成できるようになる。

(8) 研修内容

1) 研修項目

【事前活動】

カントリーレポートの作成

【本邦研修】

- ① カントリーレポートの発表・ディスカッション
 - ② 以下にかかる講義、視察
 - ア. 再生可能エネルギー導入拡大に伴う課題と対策
 - イ. 再生可能エネルギーの連系に伴う技術検討、接続に対する制度の概要
 - ウ. 需給運用対策としての蓄電池や揚水発電技術の紹介
 - ③ 設備視察（給電指令所、再エネ発電所、再エネ設備関連工場など）
 - ④ 行動計画の作成・発表・ディスカッション
- 2) 当機構が実施するプログラム
- ① 集合ブリーフィング
来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。
 - ② ジェネラル・オリエンテーション
技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2025 年 10 月上旬～2026 年 1 月中旬（予定）

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

本研修業務を受託した法人等は、各研修員が上記「1. 研修コース概要」の(6) 案件目標及び(7) 単元目標を達成できるよう、(8) 研修内容に沿って、以下に示す業務を行う。

(3) 業務の詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配

- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を 1 名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限 1 名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上